

STOP！飲酒運転(しない、させない、許さない)

「岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例」施行

平成25年3月22日に「岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例」が施行されました。飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現を目指して、市町村や関係機関及び関係団体が連携し、飲酒運転の根絶に向けた取組の推進をすることを目的としています。職場の中でも一人一人が気をつけるだけでなく、「飲酒運転を許さない」という意識の高揚と雰囲気をつくる取組を進めましょう。

飲酒運転は犯罪です！

飲酒運転は違反点数35点に加え、5年以下の懲役または100万円以下の罰金という処罰のある犯罪です。(酒酔い運転の場合)さらに、**車両提供者、同乗者酒類の提供者も罰せられます。**

【最近の処分事例】

H24.8.7 小学校教諭免職

信号待ちをしていた自動車に、酒気帯び運転で追突した。

H24.6.26 中学校教諭停職5月

飲酒の翌朝、通行禁止違反をし、酒気帯び運転が判明。

ゴールデンウィーク中です！

出かけた先で飲酒をする機会があるかもしれませんが、帰りの交通手段の確保やハンドルキーパーのお願いを事前におきましょう。飲酒をした場合は決して車の運転をしてはいけません。(自転車も同様です)

